

松原市立中学校に係る部活動の方針

平成 31 年 4 月
松原市教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示。平成 33 年 4 月施行。）においても「学校教育の一環」として行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。
- しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の 1 つになっている。
- このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月）」に則り、大阪府教育委員会が策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成 31 年 2 月）」を参考に、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定する。
- 本方針は、中学校段階の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
 - ①運動部活動については、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る
 - ②文化部活動については、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養や、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 松原市教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、大阪府教育委員会の「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「松原市立中学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を公表する。

ウ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

エ 松原市教育委員会は、上記イ・ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう努める。

イ 松原市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 松原市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。松原市教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、トレーニング効果や生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、以下のことに配慮する。

- 休養を適切に取ることが必要であること、加えて、過度の活動等がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- 生徒の体力及び芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、指導する。
- 競技種目、分野の特性を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

3 適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も考慮し、以下を基準とする。

【休養日の設定】

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 部活動の休養日については、上記を基本とし、大会等で困難な状況が生じた場合にあっても、年間104日以上設定する。

【活動時間の設定】

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 松原市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。